# 人事院会議議事録

## 会議日

令和5年3月30日 木曜日

## 会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官

(幹事) 柴﨑事務総長、幸総括審議官

(説明員) (官房部局)

長谷川総務課長

## 議題

デジタル原則を踏まえた人事院規則2-1の改正等

## 議事の概要

- 議題「デジタル原則を踏まえた人事院規則 2 1 の改正等」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

## デジタル原則を踏まえた人事院規則2-1の改正等について

令和5年3月30日 官 房 部 局

### 1 概要

人事院会議の開催とその手続きについては、人事院の基本的な意思決定機構としての重要性を考慮し、その主要な事項を国家公務員法第12条に、細目的事項を人事院規則2-1 (人事院会議及びその手続) や人事院会議了解事項等に規定している。

令和4年6月に決定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」 (デジタル臨時行政調査会)において、アナログ行為を求める場合があると解される 法令の規定をデジタル原則に沿って見直すこととされている。

人事院規則 2 - 1 では、人事院会議の議事日程の写(公開会議の場合のみ)や議事録の閲覧を人事院の定める場所 (※) において行う旨が規定されており、同プランにおいて同規則が見直しの対象とされていることから、デジタル原則に沿った必要な改正を行う。

あわせて、一定の場所で開催することとされている人事院会議をWeb会議システムにより開催可能とすること等のために、人事院規則、人事院会議了解事項等について所要の改正を行う。

※ 人事院の定める場所は、文書閲覧事務取扱規程において人事院の庁舎である旨が定められている。

#### 2 改正内容

## (1) デジタル原則を踏まえた往訪閲覧を不要とする改正

人事院会議の議事日程や議事録について、人事院の庁舎へ訪問せずに閲覧することが可能となるよう、人事院規則2-1において、人事院が適当でないと認めるものを除き(※)、インターネットの利用その他適切な方法により公表する旨の規定の改正を行う。

#### 〔改正の対象となる法令等〕

- 人事院規則2-1
- ※ 不利益処分についての審査請求等に係る議事録については、個人情報保護の観点に留意の 上、公開することとする。

#### (2) 人事院会議のオンライン開催等に関する改正

人事院会議の開催については、国家公務員法第12条第1項において「一定の場所において開催することを常例としなければならない」と規定されており、これを踏まえ、引き続き、人事院の庁舎において行うことを原則とする。

他方、これまでの新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る取組の経験や災害

等の際の業務継続の観点に加え、社会全体のデジタル化の推進が重点課題となる中、公務におけるデジタルトランスフォーメーションを通じ、人事院が働き方改革を率先して推進する取組を行う観点も考慮することが重要である。また、現在のデジタル技術の進展状況を踏まえれば、Web会議システムによる会議については、リアルタイムで映像や音声により、対面での出席と同程度の意思疎通を行うことが可能であることから、例外として、Web会議システムによる「場所の定めのない」会議の開催等を可能とする旨の規定の改正を行う。また、現行の人事院業務継続計画の内容(※)を踏まえ、平成23年人事院会議了解事項(人事院会議に諮らない案件について)において、災害等により連絡方法が限られた場合の職務専念義務免除に関する人事院指令の承認手続き(電話、メール、持参等による決裁方式)を定める。

### 〔改正の対象となる法令等〕

- 人事院規則2-1
- ・ 平成23年人事院会議了解事項(人事院会議に諮らない案件について)
- ※ 同計画では、発災時の職務専念義務免除に関する人事院指令について、人事院会議の開催 に当たって「総裁、両人事官、総長に個別に電話、メール、持参など可能な方法により御承 認いただく」方式(いわゆる決裁方式)によるものとされている。

# (3) 人事院の議決を受けた文書の軽微な修正権限を事務総長へ委任するための人事院 会議決定の新設

現在、人事院規則の制定など人事院会議の議決を経る必要がある案件について、 その議決後、表記誤り等があることが判明した場合には、行政文書の適正な管理の 必要から改めて修正のために人事院会議へ諮ることとしている。しかしながら、こ のような修正については、実質的な内容を変更するものではなく、改めて人事院会 議の議決を経る必要はないと考えられるため、当該権限の事務総長への委任及び速 やかな人事院への報告を規定する新たな人事院会議決定を定めることとする。

#### [制定する法令等]

・ 令和5年人事院会議決定(人事院の議決を経て定められた文書の誤記の訂正 についてについて)

上記(1)~(3)の改正のほか、人事院規則 2-1 において文言の整理のための改正を行う。

#### 3 公布日及び施行日

人事院規則2-1は、令和5年4月10日公布・同日施行

平成23年人事院会議了解事項及び令和5年人事院会議決定は、令和5年4月1日 施行

人事 院は、 国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号) に基づき、 人事院規則二—一 (人事院会議及び

その手続)の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年四月十日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則二—一一一

人事院規則二―一(人事院会議及びその手 続) の一部を改正する人事院規則

人事 院規則二―一 (人事院会議及びその手続) *(*) 部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下 「傍線部分」という。)でこれに対応す

る改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、 改正後欄に掲げる規

定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、 これを加える。

	人事院規則二—一	改正後
行	人事院規則二—一(昭和二十四年一月十五日施	改正前

	きる方法その他人事院の定める方法によって出
	状態を相互に認識しながら通話をすることがで
	人の人事官が映像と音声の送受信により相手の
	事官の過半数の同意を得たときは、一人又は二
(新設)	4 第一項に定める場所で開催される会議は、人
3 (略)	3 (略)
くことができる。	開くことができる。
数の要求に基き、前項に定める場所において開	数の要求に基づき、前項に定める場所において
2 臨時の会議は、総裁の召集又は人事官の過半	2 臨時の会議は、総裁の召集又は人事官の過半
おける他の場所において開くことができる。	における他の場所において開くことができる。
いて行う。但し、人事官の多数決により	いて行う。ただし、人事官の多数決により国内
1 定例の会議は、東京都内の人事院の庁舎に	1 定例の会議は、東京都内の人事院の庁舎にお
人事院会議及びその手続	人事院会議及びその手続

る。議決又は動議の採決は、人事官の多数決を	る。議決又は動議の採決は、人事官の多数決を
5 会議は、人事官の過半数をもつて定足数とす	7 会議は、人事官の過半数をもって定足数とす
る。	る。
利害関係者に与えるため公開することができ	利害関係者に与えるため公開することができ
て、重要と認める事項に関し意見を聴く機会を	て、重要と認める事項に関し意見を聴く機会を
することができる。会議は、その議決によつ	することができる。会議は、その議決によっ
4 会議は、人事官の過半数の同意によつて公開	6 会議は、人事官の過半数の同意によって公開
	定めのない会議を開くことができる。
	項の規定にかかわらず、当該方法により場所の
	事官全員の同意を得たときは、第一項及び第二
	席することにより会議を開くことについて、人
(新設)	5   人事官全員が前項に規定する方法によって出
	席することにより開くことができる。

る。議事録は、人事院の定める場所において適	- る。議事録は、人事院が適当でないと認めるも
7 会議の議事録は、人事官の承認を経て確定す	9 会議の議事録は、人事官の承認を経て確定す
	V.
て、公衆の閲覧に供しなければならない。	の他適切な方法により公表しなければならな
議事日程の写は、人事院の定める場所におい	の会議の議事日程は、インターネットの利用そ
れば議題とすることができない。公開の会議の	意がなければ議題とすることができない。公開
ていない事項は、出席人事官全員の同意がなけ	掲載されていない事項は、出席人事官全員の同
を送らなければならない。議事日程に掲載され	議事日程を送らなければならない。議事日程に
とも会議の四十八時間前に、各人事官にその写	くとも会議の四十八時間前に、各人事官に当該
例の会議の議事日程が作成されたときは、少く	例の会議の議事日程が作成されたときは、少な
載した議事日程を作成しなければならない。定	載した議事日程を作成しなければならない。定
6 幹事は、各会議において議題となる事項を記	8 幹事は、各会議において議題となる事項を記
必要とする。	必要とする。

の効力を発生する。	別段の定めがない限り、採決のときにおいてそ	て採決しなければならない。議決及び動議は	10   人事院の議決及び動議は、すべて会議におい	方法により公表しなければならない。	のを除き、インターネットの利用その他適切な
	てそ 別段の定がない限り、採決のときにおいてその	は、  て採決しなければならない。議決及び動議は、	おい 8 人事院の議決及び動議は、すべて会議におい		切な  時に公衆の閲覧に供しなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

 沿革
 平25. 3.26
 人事院会議了解事項
 一部改正
 平25. 3.26
 施行

 平26. 5.23
 人事院会議決定
 一部改正
 平26. 5.30
 施行

 平28. 3.29
 人事院会議了解事項
 一部改正
 平28. 3.29
 施行

 令 5. 3.30
 人事院会議了解事項
 一部改正
 令 5. 4. 1
 施行

平成23年4月1日人事院会議了解事項

#### 人事院会議に諮らない案件について

次に掲げる案件は、決裁方式による。

- 1 地震、水害、火災その他の災害の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置 に係る人事院指令(当該災害が発生し、電話、電子メール等を利用する方法以外に連絡手段がない 場合であって、当該方法により各人事官へ連絡をとり承認を得るものに限る。)
- 2 事務総長に対する権限委任に係る人事院公示(新たに制定するものを除く。)
- 3 一般職の職員の給与に関する法律第6条の2第2項に基づく指定職俸給表の適用を受ける職員の 俸給月額に係る人事院指令
- 4 一般職の職員の給与に関する法律第8条第2項に基づく級別定数に係る人事院指令
- 5 災害補償の額の改定に係る人事院公示 (新たに制定するもの又は新たな判断が必要なものを除 く。)
- 6 人事院規則9-2 (俸給表の適用範囲)の規定に基づく人事院指令
- 7 「指定職の運用について」(平成26年5月30日内閣総理大臣決定)に基づき内閣総理大臣又 は内閣人事局長が一時的に別段の運用について定める場合に、あらかじめ人事院が提出する意見
- 8 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第17条第3項に基づく意見照会に対する回答(新たに制定する政令に係るものを除く。)

以 上

#### 人事院の議決を経て定められた文書の誤記の訂正について

人事院は、人事院の議決を経て定められた文書の誤記の訂正について、次のとおり決定する。

- 1 事務総長は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第12条第6項各号に掲げる 事項に係る文書その他の人事院の議決を経て定められたものに関し、誤記その他これに 類する明白な誤りの訂正を行うことについて、自ら決定し、人事院の名で行うことができ る。
- 2 事務総長は、前項の規定に基づき処理した事項に関して、速やかに人事院に報告しなければならない。
- 3 この決定は、令和5年4月1日から効力を発生する。

以 上